

## 第10回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月12日(火)午後2時から午後3時1分

2. 開催場所 相馬市中央公民館 会議室(2階)

3. 出席した農業委員(13人)

会	長	14番	前川	正人								
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一					
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫					
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭					
		8番	三國	実加	9番	小島	良金					
		10番	佐藤	雄一	11番	武島	竜太					
		12番	中和田	吉彦	13番	目黒	正一					

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	佐々木国秀
事務局主査	大河原康平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 令和4年度第1号農用地利用集積計画について

議案第8号 令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第10回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。  
                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第10回相馬市農業委員会総会を開会いたします。  
                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
                         局長。

事務局長        それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。3月14日、月曜日、第9回総会終了後に、だより編集委員会を開催、第66号農業委員会だよりの内容について、協議を行っております。3月25日、金曜日、人・農地など関連施策の見直しに関する研修会が、WEBで開催されました。主な内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の内容についての説明でございました。3月28日、月曜日、第10回総会に係る議案を、郵送配布させていただいております。4月1日、金曜日、小野地区において、時効取得による完成要件の現地調査を、丹野委員と佐々木係長が行っております。4月5日、火曜日及び4月6日、水曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。報告は、以上でございます。

議 長            次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番坂本雄司委員、7番後藤義昭委員、ご両名を指名いたします。  
                         次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長            ご異議なしと認めます。  
                         よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(4)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第1号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用の許可を受けた事業は、許可後3ヶ月後に進捗状況報告書農業委員会へ提出し、その後は1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが、許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画どおり工事が行われているかどうか、現地調査にて確認をしているものです。報告の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

続いて、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、5件の届出を受理いたしました。こちらは、相続等により、農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされており、また、農地を取得後、耕作者のあっせんの希望についても確認をしているものです。今回の届出については、すべて相続による農地の取得となっており、番号1番を除く4件につきましては、あっせん希望はございませんでしたが、番号1番について、届出人より耕作者のあっせん依頼があり、地区担当の農業委員、推進委員へ情報提供を行い、声掛け等の活動を実施していただいたところですが、現在のところ耕作していただける方は見つかっておりませんので、担当地区以外の委員の皆様にも耕作可能な方の情報等の提供をお願いするものです。

続いて、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、2件の通知がございました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく、利用集積計画による農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、番号1が耕作者変更のため、番号2が農地法3条申請のためとなっております。こちらの農地につきましては、本総会の議案第1号1番案件に上程されている農地となっております。

最後に、(4)農地使用貸借合意解約届出について、今月は、1

件の届出を受理いたしました。こちらは、農地法第3条による使用貸借権の合意解約となっており、解約理由につきましては、耕作者変更のためとなっております。説明は、以上となります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件についてご報告いたします。初めに1番案件について報告します。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る4月2日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、4月5日には、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてありますが、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてありますが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりでありますので、

地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

続いて、2番案件について、ご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る4月2日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、4月5日には、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果を代表してご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査、現地調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定  
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め  
ます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務  
局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで  
す。事業概要は、自己住宅建築用地を整備するものであり、工事期  
間は、許可の日から10カ月を予定しております。転用許可基準第  
3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁  
の免許、許可等の処分につきましては、道路法第32条事前協議済  
みであり、承認見込みとなっております。書類審査の結果は、各項  
目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の  
とおりです。事業概要は、既存宅地保護用地、進入路拡張用地を整  
備するものであり、工事期間は、許可の日から4カ月を予定して  
おります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載の  
とおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として、申請人  
所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題な  
いと判断いたしました。説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件1番につ  
いて、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員お願いします。

1 1 番 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、1 番案件について報告いたします。去る 4 月 5 日、1 2 番委員、1 3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。自己住宅建築のための転用申請になります。申請面積が、9 9 6 平米となっており、自己住宅建築としては、面積が大きいように思われますが、申請地は、自宅前が勾配のある農地で、図面をご覧くださいと分かるかと思いますが、宅地部分は 4 9 7 平米、残りは、通路と広大な法面となっております事をあらかじめ報告します。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、周囲を宅地、山林等で囲まれた、概ね 1 0 ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地のため、第 2 種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第 2 号は、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第 4 号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上報告します。

議 長 続いて、案件 2 番について、担当委員举手願います。1 番丹野義基委員をお願いします。

1 番 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 番案件について報告いたします。去る 4 月 6 日に、2 番委員、3 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 名とともに現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して結果を報告いたします。

申請人の住所、氏名及び申請地の所在、転用後の用途等につきましては、議案書に記載のとおりです。許可基準第 1 号の立地基準について、申請地は、概ね 1 0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第 1 種農地であります。しかし、この案件は、議案書に記載のとおり、既存施設保護と進入路を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の、集落接続事業に該当する転用計画になります。許可基準第 2 号は、第 2 種農地でないため、該当しませんが、既存施設を拡張する計画上、申請地以外に適地があり

ませんでした。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条規定による許可申請についてを議題といたします。議案第3号、案件1番について、7番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、初めに、案件1番のみを議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。7番後藤義昭委員は、暫時の間、退場を願います。

( 7番後藤義昭委員 退場 )

議 長 事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備施設造成工事のための仮設道路用地を整備するために一時転用するものであり、一時転用期間は、許可の日から36ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定（3年間）になります。申請地は、都市計画法に基づく都市計画区域外に指定されております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、道路法第32条占用許可済み、法定外公共物占用許可済みでございます。⑥併用地の有無については、併用地があり、申請地と併せて賃借予定並びに占用許可済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、補足になりますが、この案件は、農地転用面積が3,000平方メートルを超える申請のため、農地法に規定する県農業会議への意見聴取が必要な案件になります。そのため、本総会で「許可」との議決いただいた場合の事務手続きですが、4月25日に県農業会議が開催する第74回常設審議委員会へ意見聴取をし、その回答をいただいてからの許可となります。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員願います。

2 番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。去る4月6日に、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地、玉野字八龍崎●●番、●●番の●、●●番、●●番、●●番の●、●●番、玉野字仁田場●●番の●は、農業振興地域内の農用地であります。また、玉野字八龍崎●●番の●、●●番は、概ね10ヘクタール以上の規模

の一団の農地の区域内にあり、第1種農地であります。しかし、この案件は、令和3年7月15日に林地開発許可及び農地転用許可を受けた区域の、太陽光発電設備施設造成工事のための仮設道路を目的とした一時転用であり、不許可の例外事業に該当します。次に、許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、太陽光発電設備施設造成工事のための仮設道路を設置するに当たり、申請地以外に適地がないため、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準はそれぞれ満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号案件1番、農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。7番後藤義昭委員の入場を認めます。

( 7番後藤義昭委員 入場 )

議 長 7番後藤義昭委員にご報告いたします。議案第3号案件1番は、原案のとおり可決されました。

次に、残りの案件を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

それでは、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件、3番案件について、事務局よりご説明いたします。

2番案件について、審査内容説明の前に大変申し訳ありませんが、議案の訂正をお願いいたします。譲受人の住所であります、双葉郡双葉町となっておりますが、正しくは、双葉郡大熊町ですので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

それでは、審査内容についてご説明いたします。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。申請地は、都市計画法に基づく、第1種住居専用地域に指定されております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。申請人である譲渡人は、相続財産管理人であり、添付書類として、福島家庭裁判所の審判書謄本の写しを提出いただいております。事業計画であります、権利の取得者が、農家住宅拡張用地として車両転回広場、進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転、設定の内容は、所有権の移転（代物弁済）になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、道路法第24条申請済みであり、承認見込みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、譲受人の持分3分の2の宅地があります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、代物弁済について、補足させていただきます。代物弁済とは、「債務の履行として、本来の給付に代えて、他のものを給付することにより、債務を消滅させること」となっております。今回の案件では、譲受人が債権者、譲渡人が債務者の関係性となっております。譲受人が農地を譲り受けることで、譲渡人の債務を消滅させる内容となっております。説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。案件2番について、担当委員挙手願います。11番武島竜太委員願います。

11番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件を報告いたします。去る4月5日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で、現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

申請内容は、自己住宅用地のための所有権の移転(売買)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域の第1種住居地域内にある農地であり、第3種農地であります。許可基準第2号は該当しません。したがって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、報告いたします。

議 長 続いて、案件3番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員願います。

12番 3番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。去る4月5日に、11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、調査委員を代表してご報告いたします。

許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小規模な農地の区域内にある農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、転用計画上、他の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号案件2番及び3番、  
農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可  
決いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請につ  
いてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。  
番号1番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員  
お願いします。

12番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、去  
る4月5日、11番委員、13番委員、事務局2名で現地調査を行  
いました。1番案件についてご報告いたします。転用許可の目的は、  
駐車場用地ということで、現況確認をしましたところ、雑種地とい  
うことで、駐車場として履行されておりましたので、許可の条件を  
履行したとして証明書を交付することが適当であると判断いたし  
ました。以上、ご報告いたします。

議 長 続いて、番号2番について、担当委員挙手願います。2番佐畑幸  
一委員お願いします。

2番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、2  
番案件についてご報告いたします。去る4月6日に、1番委員、3  
番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行

ましたので、結果を代表して報告いたします。

申請地の現況は、転用許可条件どおり、住宅が建築されておりました。したがって、申請地の現況は、宅地であり、許可の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。番号1番から2番について、担当委員挙手願います。12番中和田吉彦委員お願いします。

12番 議案第5号現況確認証明申請について、番号1番、2番について報告いたします。

初めに番号1番について、枝番1から7についてですが、申請は

原野でありますが、現況は、農地のままで推移しているとして、農地と判断いたしました。

続いて、番号2番について、枝番1、2についてですが、申請は原野でありますが、現況は、畑で、農地として維持できるだろうということで、農地と判断いたしました。

報告が前後いたしますが、この2件につきましては、去る4月5日に11番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局とで調査を行い、結果について全員が了解しているということで、報告は、以上です。

議 長 続いて、番号3番から5番について、担当委員挙手願います。3番伊東登委員願います。

3 番 議案第5号現況確認証明申請について、番号3番から5番について、去る4月6日、1番委員、2番委員、事務局2名で現地調査した結果を代表して報告いたします。

番号3番について、申請地の現況は、申請地目のおり、山林と判断しました。

次に、番号4番についても、申請地の現況は、周辺が山林に囲まれた場所で不耕作の状況で、すべて申請地目どおり原野と判断いたしました。

番号5番の現況についても、申請地目のおり山林と判断いたしました。

したがって、いずれも申請地目のおり、証明書を交付することが適当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」 との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、番号1番及び2番を除き、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、番号1番及び2番を除き、委員報告のとおり、証明することに決せられました。

次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号19番までの19件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査をいただくにあたり、事務局よりご説明いたします。農地法第30条の規定により、農業委員会では、毎年1回の管内農地における利用状況調査を実施しております。その調査の中で、再生利用が不可能と見込まれる農地、いわゆるB分類として判断された農地について、本総会の議案として上程し、改めて現地調査を実施したため、農地に該当するか否かの判断について委員の皆様へ審査をいただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における担当委員の農地・非農地、また、非農地として判断した場合の地目についての判断一覧を、参考として記載しているものです。この後の調査担当委員からの報告と併せてご参照いただければと思います。資料の裏面については、農地・非農地の判断後の流れや、判断

基準等を参考として掲載させていただいております。事務局からの説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。番号1番から14番について、担当委員挙手願います。13番目黒正一委員お願いします。

13番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について番号1番から14番までを報告いたします。去る4月5日に、11番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査により現況を確認してまいりましたので、ご報告いたします。

番号1番から14番まで、すべて非農地と判断いたしました。番号1番から6番までは、原野と判断しました。7番から14番までは山林と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、番号15番から19番について、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、15番から19番について報告します。去る4月6日、1番委員、2番委員、事務局2名とともに現地調査を行ってまいりました。調査結果を代表してご報告いたします。

すべて非農地と判断いたしました。16番の現況は原野、残りの15番及び17番から19番までの現況は、山林と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長

討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、委員報告のとおり、非農地と判断することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第7号令和4年度第1号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第7号中、番号1番から4番については、9番小島良金委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第7号中、番号1番から4番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。9番小島良金委員は、暫時の間退場願います。

( 9番小島良金委員 退場 )

議 長

議案第7号、番号1番から4番の4件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

議案第7号令和4年度第1号農用地利用集積計画について、番号1番から4番までの4件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりであります。

して、こちらは、農地中間管理機構による借り入れ、転貸一括方式による新規の利用権設定となります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号番号1番から4番、令和4年度第1号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。9番小島良金委員の入場を認めます。

( 9番小島良金委員 入場 )

議 長 9番小島良金委員にご報告いたします。議案第7号番号1番から4番、令和4年度第1号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。議案第7号番号5番から15番までの11件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第7号令和4年度第1号農用地利用集積計画について、番号5番から15番までの11件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、新規の利用権設定になります。番号5番から9番までについては、農地中間管理機構による借り入れ転貸一括方式、10番から15番までについては、農業委員会を通した利用権設定となります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第7号番号5番から15番、令和4年度第1号農用地利用集積計画番については、同意することに決せられました。

次に、議案第8号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画についてを議題といたします。議案第8号中、番号1番については、9番小島良金委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第8号、番号1番を抽出し議題とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。9番小島良金委員は、暫時の間退場願います。

( 9番小島良金委員 退場 )

議 長           事務局より説明を求めます。事務局。

事務局           議案第8号令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、番号1番について、事務局よりご説明いたします。こちらは、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積、配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第7号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長           質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長           討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第8号番号1番、令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意する

ことに決せられました。9番小島良金委員の入場を認めます。

( 9番小島良金委員 入場 )

議 長 9番小島良金委員にご報告いたします。議案第8号番号1番、令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。番号2番から4番までの3件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和3年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、番号2番から4番について、事務局よりご説明いたします。こちら、番号1番同様、これまで既に農地中間管理機構による借り入れ、転貸による利用権設定がなされておりましたが、耕作者が変更になる事により、農地所有者と農地中間管理機構との契約はそのままに、新たな耕作者へ転貸する配分計画でございます。集積、配分を同時に行う一括方式ではないため、議案第7号とは別に提案させていただいております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件は、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号番号2番から4番、  
令和4年度農地中間管理事業の農用地利用配分計画については、  
同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した  
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご  
異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。  
以上をもちまして、第10回相馬市農業委員会総会を閉会とい  
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 6番 坂本 雄司

議事録署名委員 7番 後藤 義昭